

包括免許申請の概要  
 (株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属特定無線局の2)

申請者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ									
特定無線局の種別	基地局									
目的	電気通信業務用									
開設を必要とする理由	3G方式による携帯電話サービスにおいて、建物屋内における不感地などの圏外解消の利用者要望に迅速に対応するため、個別免許の屋内用基地局の開設を行っているところ。また、昨年12月より、2GHz帯にてLTE方式のサービスを開始している。3G方式及びLTE方式の両方式に対応した屋内用基地局の展開に当たっては、圏外解消などの利用者要望にこれまで以上に迅速に対応するため、包括免許の開設が必要である。									
通信の相手方	免許人所属の陸上移動局									
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">5M00 G7W</td> <td style="width: 60%;">2132.6MHzから2142.4MHzまでの 200kHz間隔の周波数50波</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">40mW</td> </tr> <tr> <td>5M00 X7W</td> <td>2147.2MHz</td> <td style="text-align: right;">40mW</td> </tr> <tr> <td>10M0 X7W</td> <td>2144.8MHz</td> <td style="text-align: right;">40mW</td> </tr> </table>	5M00 G7W	2132.6MHzから2142.4MHzまでの 200kHz間隔の周波数50波	40mW	5M00 X7W	2147.2MHz	40mW	10M0 X7W	2144.8MHz	40mW
5M00 G7W	2132.6MHzから2142.4MHzまでの 200kHz間隔の周波数50波	40mW								
5M00 X7W	2147.2MHz	40mW								
10M0 X7W	2144.8MHz	40mW								
無線設備の規格	<p>CD2FB: 設備規則第49条の6の4第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備</p> <p>CD3FB: 設備規則第49条の6の5第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備</p> <p>SFD1FB: 設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備</p>									
無線設備を設置しようとする区域	北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の各管内									
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日									